

平成二十七年政令第三百四十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 抄内閣は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）の施行に伴い、並びに同法附則第六条第一項及び第十一条並びに行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備（第一条・第二条）

第二章 経過措置（第三条―第八条）

附則

第二章 経過措置

（特定労働者派遣事業に関する経過措置についての読み替え）

第三条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十九条の三第一項、第五十条、第五十一条第一項及び第五十六条第一項並びに改正法第一条の規定による改正後の労働者派遣法（以下「新法」という。）第五十九条及び第六十二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

労働者派遣法第四十九条の三第一項		又はこれに基づく命令の規定	若しくはこれに基づく命令の規定又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第三項の規定
労働者派遣法第五十条及び第五十一条第一項		この法律	この法律又は平成二十七年改正法附則第六条第三項から第五項までの規定
労働者派遣法第五十六条第一項		この法律	この法律並びに平成二十七年改正法附則第六条第四項及び第五項
新法第五十九条		次の各号	第一号
新法第六十一条各号別記以外の部分		届出をし、又は第十一条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者	次の各号（第一号を除く。）
新法第六十一条第一号		第十一条第一項	第十一条第一項前段
(労働者派遣事業の許可に関する経過措置)			
第四条 改正法附則第三条第二項の申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。			
(欠格事由等に関する経過措置)			
第五条 当分の間、次の表の上欄に掲げる法令の規定を適用する場合においては、これを同表の下欄に掲げる字句とする。			
労働者派遣法第六条第一号		この法律	この法律若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第六項若しくは第七項
労働者派遣法第六条第五号		当該取消し	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定により同条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令
労働者派遣法第六条第六号		において、	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定により同条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
労働者派遣法第六条第七号		取消し	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
労働者派遣法第十四条第一項第二号		取消し	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の若しくは労働者派遣法		取消し又は命令	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
九第一項第二号		を除く。）	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
職業安定法第四十一条第一項		を除く。）	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
者派遣法同じ。）		を除く。）	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
若しくは労働者派遣法同じ。）		を除く。）	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
、同項		を除く。）	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
職業安定法第四十一条第一項		を除く。）	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、
、第三十六条第一項		を除く。）	又は平成二十七年改正法附則第六条第四項の規定による労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなることによる場合に限る。）において、

この政令は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（令和二年三月三十日）から施行する。

附 則（平成三一年四月一七日政令第一五五号）

この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則

（令和元年六月一四日政令第二七号）抄

（施行期日）

第一條 この政令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（第二号において「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第十条及び第十二条（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令附則の改正規定に限る。）並びに次条から附則第五条までの規定
規 定 公 布 の 日